

令和6年第12回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 開会 午前 9時09分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇 4番 中島伸吉

5番 清水裕司 6番 宮岡康光 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

1番 小澤正幸

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副 主 幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第12回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、1番、小澤正幸委員、岩田推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、宮岡幸江委員、3番、清水昇委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号の1番につきましては、田中勲推進委員、議案第4号の1番につきましては、清水裕司委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月24日に、的場推進委員とは別に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、圏央道南側の農地です。

譲受人は、地区内にて耕作する兼業農家です。

申請地は、茶畑、休耕地として利用しておりますが、取得後は茶畑、野菜畑として使うとの事でした。他所での耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

12月24日に、上原委員とは別々になりましたが、現地を確認してまいりました。上原委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、6,574平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで休耕地となっておりますが、取得後は野菜畑やブルーベリーの植付を行う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、２番を議題といたします。

担当１１番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。議案第１号の２番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

１２月２０日に、申請地の状況などを、南峯分は的場推進委員と、寺竹分は一人で確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、南峯地区、寺竹地区の茶どころ通り南側の農地です。

譲受人は、譲渡人とともに申請農地を共に耕作しておりました。

申請地は、茶畑並びに野菜畑として利用しておりますが、取得後は野菜畑として使うとの事でした。親族内での贈与申請であり、今後の営農計画や農機具借入状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

１２月２０日に、野村委員と一緒に同行し、現地を確認してまいりました。野村委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

12月20日に、野村委員とは別で現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、特に支障はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親子間で農地の贈与を行うための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、2,094平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑、野菜畑として利用されておりましたが、取得後は野菜畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、本案件と、議案書4ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についての1番の議題とは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第１号の３番と、議案第３号の１番を一括議題といたします。

担当１１番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。議案第１号の３番並びに、議案第３号の１番について、ご説明を申し上げます。

議案第１号３番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

議案第３号１番、当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

１２月２０日に、申請地の状況などを、的場推進委員と一緒に確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、青梅市境に近い宅地や農地が混在した区域にある農地です。

受人は、営農型太陽光発電施設を設置しており、一時転用期間が満了したことによる継続の申請となります。

申請地下部ではサカキが栽培されており、前回申請から３年経過した後も貸渡人により農地として適正に管理されております。また周辺農地所有者等とも良好な関係を築いている様子であり、継続での利用に際し支障ないものと判断されますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

１２月２０日に、現地の方は野村委員と同行し、確認しております。

野村委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

はじめに今回の地上権についての説明をさせていただきます。農地について所有権の移転、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設置する場合は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要があります。地上権は、その他の使用及び収益を目的とする権利にあたります。

今回の申請は、農地上空に営農型太陽光発電用パネルを設けるにあたり使用する権利である地上権を設定するもので、一時転用期間の満了に伴う再設定でございます。

また農地法第3条の許可要件に関して、地上権の設定の場合は、農地の所有権移転や賃借の場合と異なり、農地の耕作に関する全部効率要件、耕作従事日数などの要件は、備える必要はありません。

太陽光発電用パネルは、農地上空の約3mの高さに設置し、全部で72本の支柱で支えております。パネル下部は営農に支障がでないよう2.5mの空間が確保されているため、耕作に支障ありません。パネル下部では、渡人がサカキを栽培している状況であり、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことを報告いたします。なお、支柱部分につきましては、農地法第5条許可の対象となります。

次に、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明します。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地となることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「仮設工作物の設置その他の一時転用で、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

転用面積0.34㎡は、太陽光発電用パネルの支柱、72本分及び、電柱1本、看板の足2本部分が占める面積です。摘要欄にある、777.6㎡は、パネル直下の面積となります。

次に、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱いを確認したところ、建築物に該当しないので、不要とのことでした。

なお、営農型太陽光発電施設については、許可後も年に1回の報告を受け、確認の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元していただくことになります。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

農業には関係ないかもしれませんが、近隣は住宅地ですよ。そうした場合に、3mの高さにパネルがありますが、近隣の方からの騒音や日照で苦情というのは来たことはありませんか。

○事務局

この営農型太陽光発電施設の設置については、3年前に申請がございまして、その後近隣の方から今ご指摘のございました騒音や日照の関係で苦情をいただいたことは特にございません。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員4番(中島伸吉君)

太陽光パネルをやって、下にサカキということですよ。3年経ってるので、サカキの生育状況はどんなものですか。

○事務局

サカキについては3年経過しておりまして、1m弱くらい育っている状況でございます。定期的に貸渡人の方で、剪定などを行っているというふうに伺っております。

○農業委員4番(中島伸吉君)

サカキが採れているということですか。

○事務局

少しずつですが、出荷しているような形ではないかと思われます。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

何で質問したかという、太陽光発電の関係で、こういう事例がかなり増えてくる可能性がある、今回、貸渡人から、借受人の法人名の名称が以前と違ってきてるので、なんとなく農業と離れちゃって、基本的には太陽光がメインということはある程度わかっているのですけれども、それでも何でもかんでもOKよ、というわけではなくて、一応農地を使っての太陽光なので、農地メインで考えてもらわないと困るよ、というのは一言二言伝えていたきたいと思います。

サカキが採れているということなら、いいのかなと思います。

○事務局

入間市の場合ですね、営農型太陽光発電施設が3か所ほどございまして、金子地区については、今回の案件のところで、もう1件圏央道南側での案件がございまして、両方とも金子地区についてはサカキの栽培をしております、2件とも適切な管理をしていることと、営農型太陽光発電施設を設置する場合、年1回の定期的な報告が必要となっております、報告等がきちんとされていない場合には、最悪撤去する形を求めることも制度上できるようになっておりますので、定期的な管理等々で対応できるかと思っております。

また、営農型太陽光発電施設については、市の方の条例で別途規制がございまして、昨年の4月以降は少なくとも金子地区の農振農用地区域内の農地については、新規で営農型太陽光発電施設は設置できない形の規制が市の条例によって定められておりますので、補足して申し上げたいと思います。

○議長

ほかにございますか。

（清水委員 挙手）

○農業委員 3 番（清水昇君）

今サカキの話が出たのですけど、その農地は下にサカキが作られていると思うのですけど、その草刈りとか雑草とかの管理はどちらが行うのですか。

○事務局

農地の管理につきましては、貸渡人側で行っている形でございます。

あくまでも今回の申請については、営農型太陽光の関係でございます。基本的な農地の管理については、あくまでも貸渡人の方で行っている形でございます。

○議長

よろしいですかね。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。議案第1号の3番は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

また、議案第3号の1番は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

なお、議案第1号の3番の案件の許可日は、議案第3号の1番の案件と関連がありますので、議案第3号の1番の案件が、県から許可される日と、同じ日といたします。

次に、4番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第1号の4番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月20日に、三木推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、圏央道南側にある農地です。

譲受人は、新規での申請となりますが、今まで5年ほど申請地農地において親族の了承を得て耕作しておりました。

申請地は、野菜畑並びに果樹を作付けしてとして利用しておりますが、取得後も引き続き野菜畑並びに果樹を作付けしての耕作を予定しております。親族間の贈与申請であり、今後の営農計画や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

なお当日、譲受人のご本人と直接会って安心しました。継続して農地として利用していきたいとのことでした。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

12月20日に、清水委員とは別で現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、特に支障はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、984平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畑として利用されており、取得後は野菜畑や果樹植付を行う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

ございませんか。なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

はじめに、1 番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、田中勲推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(田中委員 退席)

○議長

担当 9 番、荻野実委員、説明をお願いします。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 2 号の 1 番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、12 月 18 日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況確認をして参りました。

申請地は案内図のとおり、所沢市境に面した狭山丘陵のすそのから続く農地です。また、本許可申請は、過去に設置された営農型太陽光発電施設の一時転用期間満了に伴う継続申請となります。太陽光パネルの下では、里芋・人参が栽培されており、農地として適正に管理されておりました。また、農機具につきましても、トラクター、軽トラックのほか、里芋くみ取り機、人参洗い機など専用機材も所有している状況から、継続での利用に支障がないと思われます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

岩田推進委員は今日欠席ですが、岩田委員からご連絡があり、申請には支障ない旨のご連絡をいただいております。

それでは説明をいたします。

申請は、過去に許可を得た営農型太陽光発電施設の一時転用期間の満了に伴う、一時転用の再申請でございます。

農地法第 4 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当しません。農地の集団性は、10 ヘクタールを超える集団農地であることから、第 1 種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「仮設工作物の設置その他の一時転用で、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、すでに太陽光発電施設の設置済みのため、支出はありません。この他、一般基準についても全て合致しております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

ここで、田中勲推進委員の退席を解除いたします。

(田中委員 着席)

○議長

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

1番につきましては議案第1号の3番で一括審議しましたので、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

こちらにつきましては、12月18日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況確認をして参りました。

申請地は、案内図のとおり、周辺は店舗や住宅、駐車場等が混在する区域です。申請地の東西は駐車場、南側は通り抜けができない私道となっており、境界はすでにコンクリートブロック積みのフェンスで囲まれておりました。申請地南側の通り抜けができない私道を挟ん

で南側に3反ほどの農地がありますが、農地とは幅員2mほどの道路を挟んでおり、隣接部の一部であることから周辺農地に影響はないものと思われます。

転用後の土地利用計画については、本日お配りしてあります土地利用計画図のとおりで、申請理由書からは、周囲を高さ2mの囲い板を設置し、リサイクル資材の荷崩れ防止と、防犯対策を施すこと、また資材の搬入搬出については、国道側となることを確認いたしました。

また同日、本件申請に係る委任を受けております代理人に電話で問い合わせを行い、雨水の流出防止のためには、周囲にブロックを積むということを確認いたしました。

転用の規模も過大ではなく、周辺農地への影響もない形での利用となっておりますことから、転用申請はやむを得ないと考えられますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

先程と同様、岩田推進委員さんからも申請に支障はない旨ご連絡をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。

申請は、資材置場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

何かございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月21日に大室推進委員と一緒に、申請地の状況を確認して参りました。

申請地は、案内図のとおりであり、集団農地の際の農地で、農地や工場が混在する区域となっております。

転用計画につきましては、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。一時転用であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

12月21日に、現地を確認しました。

宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

受人は、申請地近接地で建設工事を行うため、従業員及び施工業者用の駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「仮設工作物の設置その他の一時転用で、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明をお願いします。

○農業委員 3 番（清水昇君）

3 番、清水です。議案第 3 号の 4 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

1 2 月 2 1 日に、宇津木推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には集団農地の際にあり山林や工場が隣接する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。一時転用であり、周辺農地に影響無い形で施工されております。また、追認申請にあたり誓約書の提出もされている事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

1 2 月 2 1 日に、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、申請に支障はないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受入は、申請地の近接地で土地改良工事を行っており、大型車両が通行しやすいように、申請地の一部に鉄板を敷き市道の道路幅員を確保していますが、農地法の許可を得ていないことが判明したため適法に使用するための農地転用許可申請でございます。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地については、農用地区域内にある農地です。

これらのことを踏まえ、農用地区域内にある農地の不許可の例外については、「仮工作物の設置その他の一時転用で、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさない場合」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、既に施工済みのため支出はありません。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

因みに、改良を行っている土地というのは、どのようなものを栽培する予定なのですか。

○事務局

案内図の方をご覧いただきたいのですが、今回の申請地の奥に改良を行っている土地があり、こちらについては農地ではなく山林となりますが、そちらに借受人がサカキを栽培しております。そちらの土地の土地改良を行っている関係で、車の出入りに幅員確保が必要なため、今回の一時転用申請に至ったという経緯でございます。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

サカキが植えられているのですか。

○事務局

現在も植えられているのですが、作付を伸ばすために、土地の改良方法となっているという事で伺っております。

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

わかりました。

○議長

ほかに何かございませんか。

これは土を搬入するということですか。改良というのは。

○事務局

土の搬出入を行っている形で伺っております。

(中島伸吉委員 挙手)

○農業委員 4 番 (中島伸吉君)

ここは結局、車がこの道路では曲がり切れないというか、そういう形で農地を道路にしたいというような案件ですね。

○事務局

中島委員さんがおっしゃる通り、この道路の幅員が狭く、ダンプカーが曲がるのに厳しいということで、南側の畑を一時的に借りて、往来のために一時転用申請する形のもので。

○議長

ほかにございますか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

次に、5番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第3号の5番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

12月21日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況を確認して参りました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には農地は無く、市街化区域に隣接した宅地化が進んだ区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲には農地が無く、隣接地用の駐車場という内容であれば農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

12月21日に、現地を確認しました。

宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地に該当いたします。

第3種農地につきましては立地基準がなく、一般基準を満たせば許可が可能となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、清水裕司委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(清水委員 退席)

○議長

担当１番、小澤正幸委員ですが所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にてお願いします。

○事務局

小澤委員さんは本日所用により欠席でございますので、原稿の方を小澤委員からお預かりしておりますので、事務局にて代読いたします。

議案第４号１番について、ご説明申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

１２月１９日に、耕作状況などを確認してきました。茶畑として適切に管理されておりました。

借受人は、市内で製茶業を営む基幹農家です。今回の申請は、後継者である借受人へ農業の経営移譲するためのものです。耕作は家族４名で行っており、今回の申請地は茶畑として利用するものです。

市内で自作地、借入地にて２ヘクタール以上耕作しており、また農機具も耕運機５台、普通トラック１台、軽トラック２台、茶刈機２台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

代読は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

１２月２２日に、現地を確認しました。事務局代読による小澤委員の説明のとおり、申請に支障はないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第4号の1番は、使用貸借権による利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

事務局代読のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の（申請地を含めた現在の）経営面積は約223アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は300日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、清水裕司委員の退席を解除いたします。

（清水委員 着席）

○議長

続いて、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、1 番について事務局から説明をお願いします。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第5号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配布議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和6年11月28日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当5番、清水裕司委員、説明をお願いします。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

12月21日に、齋藤推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、宅地や公共施設が混在した区域になっております。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

12月22日に、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないかと思われ
ますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたら願
いいたします。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

これ市が買い取らないというのは、財政上いろいろわかるのですけれども、農地が減少し
ているとか、市がもうちょっとそういう農地のことを、本格的というかもっと重要なことと
して取り上げていただきたいというのが、農業者の皆さんの考えだと思うのですけれども、
市がもうちょっとそういう観点というのを示してほしいなという思いはあります。

今、本当に緑地が大分減ってきているということも含めて、毎回いくつか出てきますけれ
ども、そこら辺は市がどの程度重要視してSDGsなどのお話がございますが、もうちょっ
と財政面をこういうことに考える必要があるのではないですかと、市長さんに言いたいです
けれども。

○事務局

この案件につきましては、農業委員会というより都市計画課の所管になりますので、今の
ような宮岡委員さんからのお話があったことは、申し伝えさせていただきたいのですが、あ
と参考までですが、今回の生産緑地におきましては市街化区域のところですので、面積が約
2,000平米あるのですが、申出人からの買取り希望額の関係もあり、この金額だと難しい
のかなと思われますが、ただ委員さんからのお話でございますので、都市計画課の方に今の
話は入れさせていただきたいと思います。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

周りが体育館とか学校とか公共のものがある地域、住宅は当然あるのはわかっていますけれども、私たちも持っている方のお金に関わることなので、あまり反対はできないことですが、その分を市がもうちょっと協力というか、やるべきではないのかなというのは毎回思っております。財政困難なのはわかりますけれども、入間市にとって何が大事かというのを、やっぱり市としても考えてほしいと思います。以上です。

○議長

ほかにございませんか。

ほかにないようですので、それでは、只今意見も出ましたので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

今、宮岡委員さんから取り上げられました意見につきましては、今後また関係機関の方に意見として申し伝えたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、只今の議案に対しまして、賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手）

○議長

賛成多数でございますので、本件の協議依頼の回答として、只今の意見を添えて回答することに決定いたしました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 3 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 1 件、同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については 1 2 件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については 2 件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前 10 時 13 分